



©多摩市

令和5(2023)年度 多摩市 保育所等入所のしおり

4月入所申請（1次受付）

※電子申請受付を開始しました。

多摩市公式ホームページ
詳細はこちら



<p>郵送、電子申請 受付期間</p>	<p>令和4年10月19日（水）9：00～ 令和4年11月9日（水）23：59まで （郵便は当日消印有効、電子は申請期間までに送信完了）</p> <p>※申請書受領後、受領確認のための受付票をご自宅に郵送します。 ※申請書受領後に子育て支援課（TEL:042-338-6850）から申請内容確認の連絡をする場合があります。</p>
<p>窓口受付期間 （市役所2階子育て支援課） ※（土）（日）（祝）を除く</p>	<p>令和4年10月31日（月）～令和4年11月9日（水）</p> <p>※受付時間は9：00～17：00となります。 ※窓口は大変混み合い、待機スペースも十分に確保できていないため、<u>原則郵送、電子申請での提出</u>にご協力ください。</p>

目次

1	はじめに	P.1
2	令和5年度のお知らせ	P.2~P.3
3	給付認定について	P.4
4	施設の種類と申し込み先	P.5
5	入所申請ができる要件と入所期間	P.6
6	申し込みから入所までの流れ	P.7
7	保育所等施設の見学	P.8
8	入所申請の時期	P.9
9	入所受付期間	P.10~12
10	申請に必要な書類	P.13~14
11-1~4	申請時の注意点	P.15~20
12	利用調整	P.21
Q&A	申し込み方法について 教育・保育給付認定の申請について 利用調整について	P.22~25
	保育の実施基準（改正案）	P.26~27
13	申し込み後の手続き	P.28
14	利用調整結果通知	P.29~30
15	保育料決定	P.31~33
Q&A	利用調整結果等について 入所後の手続きについて 保育料について	P.34~35
	多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業で行われる教育に係る利用者負担額基準額表、保育に係る利用者負担額基準額表（保育標準時間）（保育短時間）	P.36~38
16	入所後の手続きについて	P.39~42
Q&A	出産・育児休業等について	P.43
17	保育所等の利用時間と延長保育	P.44~48
18	直接利用・入所申請をする施設	P.49~50
19	その他利用できるサービス	P.51~54
20	多摩市内私立幼稚園の預かり保育一覧	P.55
21	多摩市内認可保育所等紹介	P.56~90
22	保育・幼児教育施設マップ	P.91

1 はじめに 多摩市の保育について

現在多摩市内には特徴が異なる主に7つの種類の保育施設があります（令和4年10月5日時点）。

この他に認可外保育施設等があります。

※1 保育施設によって対象年齢が異なる場合があります。申し込み先等についてはP.5をご確認ください。

番号	類型	説明	対象年齢※1
1	認可保育所	保護者が働いている場合や、病気・出産等のため、日中お子さんをご家庭で保育できない場合に、保護者に代わって保育し、子育てを支援する施設です。	0～5歳児
2	認定こども園	これまでの保育所と幼稚園を組み合わせた施設です。保育所と同様に保育を実施するとともに、幼稚園としての幼児教育も実施します。	0～5歳児
3	小規模保育事業	認可保育所と同様に、日中お子さんをご家庭で保育できない場合に、2歳児クラスまでの乳幼児を対象に原則19人以下の少人数で保育する施設です。	0～2歳児
4	家庭的保育事業	市で認定した家庭的保育事業者が、自宅等で2歳児クラスまでのお子さんを保育します。1施設につき、5人を限度にお預かりします。	0～2歳児
5	事業所内保育事業 (地域枠)	会社の事業所の保育施設などで、地域枠を設けて、従業員のお子さんと地域のお子さんを一緒に保育します。	0～2歳児
6	東京都認証保育所	東京都認証保育所基準により質を確保しつつ、大都市の多様な保育ニーズに応える東京都独自の保育所です。	0～5歳児
7	企業主導型保育所 (地域枠)	国から助成を受けて、企業が自主的に設置する認可外保育施設です。企業の従業員のための従業員枠の他に、地域住民のための地域枠を任意で設けている場合があります。	0～5歳児

令和5年度のクラス年齢表 令和5年4月1日時点の年齢でクラス編成をしています。

クラス年齢	対象生年月日
0歳児	R4(2022).4.2～
1歳児	R3(2021).4.2～R4(2022).4.1
2歳児	R2(2020).4.2～R3(2021).4.1
3歳児	H31(2019).4.2～R2(2020).4.1
4歳児	H30(2018).4.2～H31(2019).4.1
5歳児	H29(2017).4.2～H30(2018).4.1

※ 4月入所ができるのはR5.2.17以前に生まれた児童

2 令和5年度のお知らせ

(1) 保育所等入所申請書の郵送受付を継続します

令和3年4月分から保育所等入所申請書の郵送受付を開始しましたが、令和5年度入所申請も郵送受付を継続します。郵便でご提出される方については、申請書に「**送付先宛名記載用紙**」を添付してください。受領後、ご記載いただいた住所へ受付票と受領確認票を送付します。また、不足書類がある方には受付票等と併せて不足書類添付票を同封しますので、内容を確認の上、期限までにご提出ください。

申請書投函から14日程度を過ぎても受付票等が届かない場合は、子育て支援課までご連絡ください。

(2) 保育所等入所申請書の電子受付を開始します

申請書の電子受付を開始します。詳しくは多摩市公式ホームページをご覧ください。電子でご提出される方は、郵送で申請する方と同じく「**送付先宛名記載用紙**」が必要です。受領後、ご記載いただいた住所へ受付票と受領確認票を送付します。また、不足書類がある方には受付票等と併せて不足書類添付票を同封しますので、内容を確認の上、期限までにご提出ください。

申請書提出から14日程度を過ぎても受付票等が届かない場合は、子育て支援課までご連絡ください。

(3) 丘の上アンジュ保育園の事業統合について

丘の上アンジュ保育園は、令和5年度末をもって同一法人が運営するこころ保育園と事業統合します。これに伴い、令和5年度は0・1歳児クラスの募集を停止します。また、令和5年度に2歳児クラスに在籍している児童は、これまでと同様に令和6年度からはこころ保育園の3歳児クラスへ通所できます。

施設名	法人名	所在地	受け入れクラス	定員	統合時期
丘の上アンジュ保育園	社会福祉法人純心会	鶴牧3-2	0～2歳児	21名	令和5年度末

(4) 家庭的保育事業所「たえちゃんち」について

家庭的保育事業所「たえちゃんち」は令和5年度から募集を停止し、令和5年度末をもって閉所します。令和4年度中の1～2歳児の申請は可能です。

(5) 同時申し込みについて

令和5年度4月申し込み時に、令和4年度(12月入所申請以降)の同時申し込みが可能です。

同時申し込みする場合に限り、令和4年度の必要書類のうち、保育の必要性の事由を証明する書類(詳しくは、P.13-14の10 申請に必要な書類)と児童状況票について、**令和5年度版の書類の写し**での提出が可能です(**令和5年度は原本必須となります**)。

また、電子申請も同時申し込みに対応していますが、ご利用の方はそれぞれの年度の書類を各年度のアップロード先に申請いただく必要があります。1つの年度の申請のアップロードでは両方の年度の受付はできませんので、各年度の書類をご準備のうえ提出いただきますよう、ご注意ください。

例：令和4年11月1日に郵送にて令和5年度4月入所申し込みと令和4年度(令和5年)2月入所申し込みを同時に申請する場合

下記の他、それぞれの年度で該当者のみ必要な書類あり(詳しくは、P.14 (2)該当者のみ必要な書類)

令和5年度4月入所申し込み

- ・ 令和5年度版申請書類一式(詳しくは、P.13 10 申請に必要な種類の①～⑤)
- ・ **令和5年度版(原本)**保護者の保育の必要性の事由を証明する書類

令和4年度(令和5年)2月入所申し込み

- ・ 令和4年度版申請書類一式(詳しくは、P.13 10 申請に必要な種類の①～④)
- ・ **令和5年度版(写し)**保護者の保育の必要性の事由を証明する書類
- ・ **令和5年度版(写し)**児童状況票

※同時申請または令和4年度と令和5年度両方申請して、令和4年度中に認可保育所等に入所決定した場合、令和5年度の新規入所申請は取下げとなります。(取下車の提出が必要です。)

ただし、0～2歳までの連携園のない認可保育所等(★)に入所した2歳児クラスの児童の場合、令和4年度中で卒園となるため、令和5年度新規申請の取下げは不要です。

(★)どんぐり保育室、こひつじ、濱田朝子、サクラさーくる のみ

(6) 両親の育児休業の同時取得について

地域の実状の変化や育児・介護休業法の改正に伴い、両親が同時に育児休業を取得した場合でも在籍児は園に在籍し続けることが可能です。

両親がともに育児休業を取得する場合は、両親それぞれの育児休業の記載のある就労証明書の提出と、復職した際には復職証明書の提出が必要です。

なお、育児休業の対象となっている子が入所決定した場合は、入所月の翌月1日までに復職が必要となります。(両親が同時に育児休業を取得している場合は、ともに復職が必要です。)

【例】

- ・第1子が保育所に在籍中に第2子が出生。母の産休後、両親がともに育児休業を取得
→ 第1子は引き続き現在の園に在籍できます。
- ・その後、第2子の保育所の入所申請をして入所が決定
→ 入所をした翌月1日までに両親ともに復職が必要です。

3 給付認定について

給付認定とは、教育・保育を受ける子どもに国や都から給付される費用を認定するためのものです。**施設を利用する場合や無償化対象になるために給付認定を受ける必要があります。**また、給付認定は「教育・保育給付認定」と「施設等利用給付認定」の2種類に分かれます。区分は以下の表をご確認ください。給付認定の申請や、変更申請を行ったときは、多摩市は申請内容を確認し、原則30日以内に「支給認定証」を発行します。支給認定証は最長で3年間有効なため、大切に保管してください。なお、申請が集中することから、4月入所を申請している方の支給認定証は4月入所結果通知と同時期に発行しますのでご注意ください。

(1) 教育・保育給付認定

認可保育所等（認可保育所・認定こども園・家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業）で保育を受けたい方は保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定（2・3号）」を受け、**支給認定証**が必要となります。保育所等の申し込みと同時に申請することができます。

▼教育・保育給付認定区分表

認定区分	対象年齢	保育の必要性		利用できる施設
1号認定	3～5歳	なし	教育標準時間 4時間	認定こども園、新制度幼稚園
2号認定	3～5歳	あり	保育標準時間 11時間 保育短時間 8時間	認定こども園、認可保育所
3号認定	0～2歳			認定こども園、認可保育所、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育所

※3号認定は満3歳の誕生日の前々日までが有効期限のため、3歳になる前月に2号認定の支給認定証を発行します。

(2) 施設等利用給付認定

教育・保育給付認定を受けていない方で無償化対象となる施設の利用をし、無償化の給付を受けるために必要な認定です。詳細は、「令和5年度幼児教育・保育の無償化のしおり」をご覧ください。

▼施設等利用給付認定区分表

認定区分	対象年齢	保育の必要性	対象となる施設・事業
新1号認定	3～5歳	なし	現行制度幼稚園、特別支援学校幼稚部
新2号認定	3～5歳	あり	認定こども園及び幼稚園の預かり保育(※)、特別支援学校幼稚部の預かり保育事業(※)、一時保育事業、認可外保育施設、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業
新3号認定	0～2歳 (住民税非課税世帯)		一時保育事業、定期利用保育事業、認可外保育施設、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター

4 施設の種類と申し込み先

保育所では入所するクラス年齢（令和5年4月1日時点の年齢）でクラスを編成しています。お子さんの年齢と認定の種類、受け入れ先の年齢等によって申請ができる施設や入所申請先が変わります。**希望する施設のタイプを確認して、見学またはお問い合わせをお願いします。**

▼施設類型表

	番号	類型	必要な認定	施設数	対象クラス	入所申請先	利用者負担額 (保育料)
特定教育・保育施設	1	認可保育所	3号 2号	23	0～5歳児	市	0～2歳 市が定めた額 3～5歳 市が定めた額（無償）
	2	幼保連携型 認定こども園	3号 2号 1号	1	0～5歳児	0～2歳児 市	0～2歳 市が定めた額
						3～5歳児 各施設	3～5歳 市が定めた額（無償）
3	幼稚園型 認定こども園	2号 1号	2	3～5歳児	各施設	市が定めた額（無償）	
特定地域型保育施設	4	小規模保育 事業所	3号	4	0～2歳児	市	市が定めた額
	5	家庭的保育 事業所 (保育ママ)	3号	4	0～2歳児	市	市が定めた額
	6	事業所内 保育事業所 (地域枠)	3号	1	0～2歳児	市	市が定めた額
認可外保育施設	7	東京都認証 保育所	新3号 新2号	10	0～5歳児	各施設	施設が定めた額
	8	企業主導型 保育所 (地域枠)	3号 2号	4	0～5歳児	各施設	施設が定めた額

本しおりでは、上記の表内1～6までの類型を総称して認可保育所等としています。

5 入所申請ができる要件と入所期間

多摩市の認可保育所等に申請ができるのは、原則**生後43日目**から、就学前までのお子さんで、次の**2つに該当する場合**です（誕生日の翌日から数えて42日を経過した翌月1日入所の申し込みができます）。

（1）多摩市在住

多摩市に転入予定の方も、転入予定日の翌月から在住要件として申し込みができます。

（多摩市在住ではない方の申し込みは P.19 「11-4 市民以外の入所申し込み」をご覧ください）

（2）保育の必要性の認定「教育・保育給付認定」を受けている

保育所等に入所するには、保育の必要性の事由の認定「教育・保育給付認定」（2号または3号認定）を受ける必要があります。「保育の必要性」とは、保護者が仕事、病気等の理由により「**家庭で就学前子どもの保育が困難な状態**」を指します。幼児教育や集団生活に慣れさせる目的では保育の対象とはなりません。

▼保育の必要性一覧表

保育の必要性の事由		入所ができる期間
就労 (就労内定)	週 12 時間以上の就労のため保育が必要 (育児休業中・自営業の方で育児による休業中の場合でも、入所月の翌月 1 日までに復職できる場合は、申し込みができます)	就労期間 内定の場合は入所日から2週間以内に就労開始証明書の提出が必要です
出産	出産のため保育が必要	5ヶ月以内（出産予定月とその月の前後2ヶ月） ※
疾病	入院、その後通院が必要で保育困難と診断されたため保育が必要	入院、通院期間 ※
	自宅療養で保育困難と診断されたため保育が必要	療養期間
障がい	身体障害者手帳4級以上、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所有者のため保育が必要	該当期間
看護・介護	週 12 時間以上の入院や通院等で付き添いを要するため保育が必要	看護・介護期間
就学	週 12 時間以上の就学のため保育が必要	就学期間
その他	保護者がいない、災害復旧にあっている、または虐待・DVのおそれがあるため保育が必要	保育を要する期間 ※
求職【特例】	継続的な求職活動を行っているため保育が必要	3ヶ月以内

※出産、入院、入院と通院、災害、特例要件について、高い基準指数等を設定し利用調整しているため**入所期間終了後は必ず退所**していただくことになります。再度入所を希望する場合は改めて申請が必要です。

【共通】入所後、保育の必要性がなくなった場合は、その月の末日をもって退所となります。

また、特段の事由がなく2ヶ月間登園しなかった場合も退所となります。

6 申し込みから入所までの流れ

保育所の申し込みから入所までの一連のお手続きは以下のとおりです。



見学

○希望保育園を決めるために、希望園に見学に行ってください。

※障がい児・特別な配慮を要する児童・アレルギーのある児童は、施設によっては受け入れができない場合があります。必ず全希望園の見学をしてください。(P.8 参照)

※現在、感染症対策のため、各施設で見学方法などを見直しています。詳しくは希望する保育施設にお問い合わせください。



入所申請

○申請期間内に、入所申請の書類を子育て支援課へ提出してください。

※多摩市民以外の方は、P.19 「11-4 市民以外の方の入所申し込み」を参照。



利用調整
(入所審査)

○市が、基準に基づき、入所の優先順位を決めます。



入所決定

入所保留

○利用調整結果通知を郵送します。

○支給認定証を郵送します。



面談等

○入所決定した保育所等から、入所の案内があります。

○面談や健康診断などを受けてください。



入所

○入所月の初開園日から保育園でのお子さんの保育が始まります。

※ならし保育も入所月からとなります。



保育料決定

○入所後に、保育料を決定し、郵送または園を通じて、入所月の中旬頃に保育料決定通知をお送りします。

7 保育所等施設の見学

(1) 希望保育施設の見学

お子さんを預ける認可保育所等を決めるにあたり、実際に通える距離であるか、希望する保育環境であるかなどを、ご自身の目で確かめていただくため、入所申請の前に、**必ず一度見学してください**(※)。

※感染症対策のため、見学を中止している施設もございますので、見学の実施状況や日時・方法については、**直接各施設にお問い合わせください**

施設によって、開所時間が異なりますので必ず確認をしてください。

(2) 障がい児・特別な配慮を要する児童

障がい児の受け入れは全保育所等で行っていますが、**障がいや特性の程度、保育士の配置等によっては、受け入れができない場合があります**(保育施設により受入基準が異なります。受入基準は、中程度の障がいまで)。

申し込み前に、**かかりつけの医療機関で、保育所等での集団保育が可能か**確認していただくとともに、必ずお子さんと一緒にすべての希望保育所等に見学へ行き、障がいや特性についてお話しいただき、受け入れ可能かどうかを施設長や家庭的保育事業者(保育ママ)に確認してください(児童の状況により診断書等の提出が必要になる場合があります)。

事前に見学していない場合や保育所等が受け入れを了承していない場合は、入所決定がされても、施設が入所をお断りすることがあります。

(3) 医療的ケアが必要な児童

保育所等で医療的ケアが必要な児童については、**別途提出書類が必要です**。多摩市役所子育て支援課で聞き取りをし、ご案内をさせていただきますので、**入所希望月のご申請期間前に、多摩市役所子育て支援課へご連絡をお願いします**。連絡先は、計画推進・保育担当 Tel:042-338-6850(直通)となります。

(4) アレルギーのある児童

アレルギーのある児童については、症状によっては、給食ではなく**お弁当の持参をお願いしたり、受け入れができない場合があります**(施設により受入基準が異なります)。

申し込み前に、必ずお子さんと一緒に希望保育所等に見学へ行き、アレルギーについてお話しいただき、受け入れ可能かどうかを施設長や家庭的保育事業者(保育ママ)に確認してください。

事前に見学していない場合や保育所等が受け入れを了承していない場合は、入所決定がされても、施設が入所をお断りすることがあります。

8 入所申請の時期

入所申請は、受付期間内に、申請書類を**受付場所**に提出してください。感染症感染拡大防止に取り組むため、令和5年度4月入所申請は原則郵送、電子受付としています。

また、申請は年度ごとに行う必要があります。

(1) 4月入所申請について

4月入所申請については、1次受付と2次受付があります。

受付期間が5月から翌年3月までの申し込みとは異なるので、ご注意ください。受付期間内に提出された書類に、指数をつけて入所の利用調整をします。

※4月入所申請は、**2月中に出産予定の児童も受け取ります。**ただし、産休明け保育の関係上、2月18日以降に生まれた場合は、4月入所の対象となりません。

認定こども園への4月入所申し込みは年齢や希望順位により申請時期が異なるため、必ず P.17「11-2認定こども園への入所申し込み」をご覧ください。

(2) 5月以降の入所申請について

5月以降の入所申請については、保育所等に空きが生じた場合のみ入所が可能です。各月の受付期間内に、提出された書類にて指数をつけて入所の利用調整をします。

緊急的にご家庭の状況が変わったり、
お困りの際は多摩市役所 2 階の子育て
支援課までご相談ください。

計画推進・保育担当 TEL:042-338-6850

